

○財務省令第二十九号

関税率法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六号）の一部の施行等に伴い、関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	(保存義務者についての規定の準用)	(保存義務者についての規定の準用)

第一条の四 第十条から第十条の三まで（関税
関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関
税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフ
イルムによる保存等・電子取引の取引情報に
係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入
者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係
帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入
関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九
十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁
的記録の保存）に規定する電子取引について
準用する。この場合において、第十条第一項
第一号中「に係る電子計算機処理に当該」と
あるのは「に係る電子計算機処理（電子計算
機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編
集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又
はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）

第一条の四 第十条から第十条の三まで（関税
関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関
税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフ
イルムによる保存等・電子取引の取引情報に
係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入
者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係
帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入
関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九
十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁
的記録の保存）に規定する電子取引について
準用する。この場合において、第十条第一項
第一号中「に係る電子計算機処理に当該」と
あるのは「に係る電子計算機処理（電子計算
機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編
集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又
はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）

に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ(1)中「令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）」第四条の十二第四項」と、同項第三号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ(1)中「令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）」第四条の十二第四項」と、同項第四号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

五年法律第二十七号) 第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

「2 略」

(指定保稅地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続)

第四条 法第三十七条第三項(指定保稅地域の指定又は取消し)に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保稅地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として開くものとする。

五年法律第二十七号) 第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

「2 同上」

(指定保稅地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続)

第四条 法第三十七条第三項(指定保稅地域の指定等の際の公聴会)に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保稅地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として開くものとする。

〔2・3 略〕

4 主宰者は、利害関係者等が令第三十一条第一項（指定保税地域の指定又は取消しの公聴会の手続等）の規定により公告された期日に出席しなかつた場合には、これらの者が当該指定又はその取消しに関する意見を陳述する意思がないものとみなして公聴会を終了することができる。

〔5・6 略〕

7 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならぬ。

〔一〇五 略〕

8 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書のインターネットの利用その他

〔2・3 同上〕

4 主宰者は、利害関係者等が令第三十一条第一項の規定により公告された期日に出席しなかつた場合には、これらの者が当該指定又はその取消しに関する意見を陳述する意思がないものとみなして公聴会を終了することができる。

〔5・6 同上〕

7 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならぬ。

〔一〇五 同上〕

8 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書の閲覧を求めることができる。

の方法による閲覧を求めることができる。

(保存義務者についての規定の準用)

第八条 第十条から第十条の三まで(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿(法第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ。)並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類(同項に規定する特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ。)並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁

(保存義務者についての規定の準用)

第八条 第十条から第十条の三まで(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿(法第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ。)並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類(同項に規定する特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ。)並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁

的記録の保存)に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告(法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。)」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第十条 法第九十四条の二第一項(関税関係帳

的記録の保存)に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」と、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告(法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。)」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第十条 「同上」

簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（

一 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（

当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項及び第四項第四号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

「イ、ロ 略」

「二・三 略」

「2・3 略」

当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項及び第四項第五号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

「イ、ロ 同上」

「二・三 同上」

「2・3 同上」

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

「一 略」

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができ

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

「一 同上」

二 「同上」

る場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

「イ・ロ 略」

「号の細分を削る。」

ハ
「略」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該関税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報（当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該関税関係書類の大きさに関する情報

ニ
「同上」

「号を削る。」

三〇六 「略」

5 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、当該関税関係書類のうち財務大臣が定める書類（以下この項及び第七項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の責任者が定められている書類（当該事務の責任者が定められている

三〇 当該関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四〇七 「同上」

5 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、当該関税関係書類のうち財務大臣が定める書類（以下この項及び第七項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハ（2）に係る部分に限る。）に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の責任者が定められている書

ものに限る。)の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができ。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号口中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受領後速やかに、又は当該関係書類をスキヤナで読み取る際に、」と、「速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関係書類をスキヤナで読み取る際に、当該」と、同項第四号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

「6 略」

類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができ。この場合において、同項の規定の適用については、同号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号口中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受領後速やかに、又は当該関係書類をスキヤナで読み取る際に、」と、「速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関係書類をスキヤナで読み取る際に、当該」と、同項第五号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

「6 同上」

7

法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類書類に係る適用届出書を提出し

7

法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類書類に係る適用届出書を提出し

ていない場合に限る。)は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができ。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号口中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に、」と、「こと(当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付す

ていない場合に限る。)は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができ。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号口中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に、」と、「こと(当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付す

こと。) 」とあるのは「こと」とする。

「一〇三 略」

「8・9 略」

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイク
ロファイルムによる保存等)

第十条の二 「略」

「2 略」

3 前項の場合において、第一項の規定による
第二条第四項第二号に定める要件の適用につ

こと。) 」とあるのは「こと」と、同号ハ中

「情報 (当該関税関係書類の作成又は受領を
する者が当該関税関係書類をスキャナで読み
取る場合において、当該関税関係書類の大き
さが日本産業規格 A 列四番以下であるとき
は、(1)に掲げる情報に限る。) 」とあるのは
「情報」とする。

「一〇三 同上」

「8・9 同上」

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイク
ロファイルムによる保存等)

第十条の二 「同上」

「2 同上」

3 前項の場合において、第一項の規定による
第二条第四項第二号に定める要件の適用につ

いては、同号ホ中「前号ハ」とあるのは「第四項第五号」と、「同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。」とあるのは「同号(ロ及びハに係る部分に限る。）」と、「同号ハに」とあるのは「同号に」と、「同号ハ(1)」とあるのは「同号イ」とする。

「4・5 略」

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第十条の三 法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の保存義務者(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。)は、電子取引(法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項

いては、同号ホ中「前号ハ」とあるのは「第四項第六号」と、「同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。」とあるのは「同号(ロ及びハに係る部分に限る。）」と、「同号ハに」とあるのは「同号に」と、「同号ハ(1)」とあるのは「同号イ」とする。

「4・5 同上」

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第十条の三 法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の保存義務者(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。)は、電子取引(法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項

において同じ。)を行つた場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクログリムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項(帳簿の記載事項等)の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)並びに同項第六号において準用

において同じ。)を行つた場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクログリムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項(帳簿の記載事項等)の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第六号(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)並びに同項第七号において準用

する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるとしている場合には、第十条第四項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って保存しなければならぬ。

「一 略」

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

「イ・ロ 略」

する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるとしている場合には、第十条第四項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って保存しなければならぬ。

「一 同上」

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるとしておくこと。

「イ・ロ 同上」

「三・四 略」

「2・3 略」

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第十一条 前三条の規定は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第

「三・四 同上」

「2・3 同上」

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第十一条 前三条の規定は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第

九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

「2 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

「2 同上」

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第九条関係）		改正後		関税定率法 別表の番号	「第二類 ～ 四四・一六」 四四・一八	
				生産された物品	「略」	木製建具及び建築用 木工品（セルラーウ
				原産品 として の資格 を与え るため の条件	「略」	
別表（第九条関係）		改正前		関税定率法 別表の番号	「第二類 ～ 四四・一六」 四四・一八	
				生産された物品	「同上」	木製建具及び建築用 木工品（セルラーウ
				原産品 として の資格 を与え るため の条件	「同上」	

ツドパネル、組み合 わせた床用パネル及 びこけら板を含む。 ）のうち	セルラーウッドパ ネル又はセルラー バンブーパネルを 使用したもの	第四四 ・一八 項に該 当する	セル ラー ウッド パネル 及び	セル ラー バン
---	--	--------------------------	------------------------------	----------------

ツドパネル、組み合 わせた床用パネル及 びこけら板を含む。 ）のうち	セルラーウッドパ ネルを使用したも の	第四四 ・一八 項に該 当する	セル ラー ウッド パネル 以外	セル ラー バン の物 品 から の
---	---------------------------	--------------------------	------------------------------	--------------------------------------

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の四第一項の

(施行期日)

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 「略」	九六・一七 ～ 「四四・二〇」	「略」	「略」	の製造 品から 外の物 ネル以 ブーパ
	備考 「同上」	九六・一七 ～ 「四四・二〇」	「同上」	「同上」	製造

改正規定、同令第八条第一項の改正規定及び同令第十条から第十一条までの改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に保存が行われる関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条の二第三項（同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する関税関係書類（以下この項において「関税関係書類」という。）について適用し、同日前に保存が行われた関税関係書類については、なお従前の例による。

2 新令第十条の三第一項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に行う電子取引の取引情報については、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。